

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成22年5月末・速報）

目 次

表1 新受人員

表1-1 罪名別の新受人員	1
表1-2 庁別の新受人員	2

表2 終局人員

表2-1 罪名別の終局人員	3
表2-2 庁別の終局人員	4

表3 選任手続の概況	5
------------	---

表4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	5
------------------------------	---

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）	6
---	---

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳	6
-------------------------------------	---

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数	7
-----------------------	---

表8 職務従事日数別の判決件数の分布及び平均職務従事日数	7
------------------------------	---

表9 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	7
--	---

表10 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	7
----------------------------------	---

表11 審理期間

表11-1 審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）	8
--	---

表11-2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）	8
---	---

表12 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	8
----------------------------------	---

表13 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	9
------------------------------------	---

表 1 新受人員

表 1－1 罪名別の新受人員

総数	1,898
強盗致傷	477
殺人	429
現住建造物等放火	175
覚せい剤取締法違反	134
傷害致死	129
(準)強姦致死傷	124
強盗強姦	93
(準)強制わいせつ致死傷	81
強盗致死(強盗殺人)	72
偽造通貨行使	56
逮捕監禁致死	20
通貨偽造	18
危険運転致死	18
銃砲刀剣類所持等取締法違反	16
集団(準)強姦致死傷	15
保護責任者遺棄致死	14
組織的犯罪処罰法違反 ※注5	10
爆発物取締罰則違反	6
麻薬特例法違反 ※注6	4
麻薬及び向精神薬取締法違反	2
その他	5

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
- 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1 通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
- 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 7 速報値である。

表 1－2 庁別の新受人員

総数	1,898
東京地裁本庁	170
東京地裁立川支部	82
横浜地裁本庁	70
横浜地裁小田原支部	11
さいたま地裁本庁	91
千葉地裁本庁	176
水戸地裁本庁	51
宇都宮地裁本庁	32
前橋地裁本庁	33
静岡地裁本庁	6
静岡地裁沼津支部	18
静岡地裁浜松支部	9
甲府地裁本庁	16
長野地裁本庁	23
長野地裁松本支部	12
新潟地裁本庁	21
大阪地裁本庁	163
大阪地裁堺支部	54
京都地裁本庁	25
神戸地裁本庁	71
神戸地裁姫路支部	20
奈良地裁本庁	13
大津地裁本庁	21
和歌山地裁本庁	17
名古屋地裁本庁	92
名古屋地裁岡崎支部	25
津地裁本庁	14
岐阜地裁本庁	25
福井地裁本庁	5
金沢地裁本庁	17
富山地裁本庁	8

広島地裁本庁	32
山口地裁本庁	9
岡山地裁本庁	25
鳥取地裁本庁	7
松江地裁本庁	3
福岡地裁本庁	80
福岡地裁小倉支部	21
佐賀地裁本庁	9
長崎地裁本庁	17
大分地裁本庁	14
熊本地裁本庁	18
鹿児島地裁本庁	23
宮崎地裁本庁	9
那覇地裁本庁	22
仙台地裁本庁	36
福島地裁本庁	3
福島地裁郡山支部	23
山形地裁本庁	10
盛岡地裁本庁	4
秋田地裁本庁	4
青森地裁本庁	21
札幌地裁本庁	45
函館地裁本庁	7
旭川地裁本庁	6
釧路地裁本庁	4
高松地裁本庁	16
徳島地裁本庁	10
高知地裁本庁	16
松山地裁本庁	12
その他	1

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員である。

3 速報値である。

表２ 終局人員

表２－１ 罪名別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	その他
総数	601	582	－	－	19
強盗致傷	156	153	－	－	3
殺人	131	127	－	－	4
覚せい剤取締法違反	58	53	－	－	5
現住建造物等放火	45	44	－	－	1
(準)強盗致死傷	42	40	－	－	2
傷害致死	42	41	－	－	1
(準)強制わいせつ致死傷	34	34	－	－	－
強盗強姦	18	16	－	－	2
偽造通貨行使	16	16	－	－	－
強盗致死(強盗殺人)	12	12	－	－	－
危険運転致死	10	10	－	－	－
銃砲刀剣類所持等取締法違反	7	7	－	－	－
集団(準)強盗致死傷	6	6	－	－	－
麻薬特例法違反 ※6	6	6	－	－	－
保護責任者遺棄致死	4	4	－	－	－
逮捕監禁致死	4	4	－	－	－
通貨偽造	3	2	－	－	1
強盗	2	2	－	－	－
建造物等以外放火	1	1	－	－	－
激発物破裂	1	1	－	－	－
(準)強姦	1	1	－	－	－
傷害	1	1	－	－	－
麻薬及び向精神薬取締法違反	1	1	－	－	－

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
- 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
- 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの）を、それぞれ計上した。
- 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
- 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 7 速報値である。

表 2－2 庁別の終局人員

庁名	終局 人員	有罪	有罪・ 一部 無罪	無罪	その他 ※注2
総数	601	582	－	－	19
東京地裁本庁	49	49	－	－	－
東京地裁立川支部	27	24	－	－	3
横浜地裁本庁	26	25	－	－	1
横浜地裁小田原支部	6	6	－	－	－
さいたま地裁本庁	29	29	－	－	－
千葉地裁本庁	67	65	－	－	2
水戸地裁本庁	10	10	－	－	－
宇都宮地裁本庁	4	4	－	－	－
前橋地裁本庁	8	8	－	－	－
静岡地裁本庁	3	3	－	－	－
静岡地裁沼津支部	9	9	－	－	－
静岡地裁浜松支部	3	3	－	－	－
甲府地裁本庁	5	5	－	－	－
長野地裁本庁	7	6	－	－	1
長野地裁松本支部	4	3	－	－	1
新潟地裁本庁	2	2	－	－	－
大阪地裁本庁	54	54	－	－	－
大阪地裁堺支部	9	9	－	－	－
京都地裁本庁	7	7	－	－	－
神戸地裁本庁	14	14	－	－	－
神戸地裁姫路支部	9	9	－	－	－
奈良地裁本庁	7	7	－	－	－
大津地裁本庁	12	12	－	－	－
和歌山地裁本庁	6	6	－	－	－
名古屋地裁本庁	24	24	－	－	－
名古屋地裁岡崎支部	5	5	－	－	－
津地裁本庁	4	4	－	－	－
岐阜地裁本庁	12	11	－	－	1
福井地裁本庁	1	1	－	－	－
金沢地裁本庁	2	2	－	－	－
富山地裁本庁	1	1	－	－	－

庁名	終局 人員	有罪	有罪・ 一部 無罪	無罪	その他 ※注2
広島地裁本庁	10	10	－	－	－
山口地裁本庁	7	7	－	－	－
岡山地裁本庁	8	8	－	－	－
鳥取地裁本庁	3	3	－	－	－
松江地裁本庁	2	2	－	－	－
福岡地裁本庁	23	21	－	－	2
福岡地裁小倉支部	3	3	－	－	－
佐賀地裁本庁	6	6	－	－	－
長崎地裁本庁	8	7	－	－	1
大分地裁本庁	4	3	－	－	1
熊本地裁本庁	7	7	－	－	－
鹿児島地裁本庁	6	6	－	－	－
宮崎地裁本庁	5	5	－	－	－
那覇地裁本庁	10	10	－	－	－
仙台地裁本庁	14	13	－	－	1
福島地裁本庁	1	1	－	－	－
福島地裁郡山支部	6	5	－	－	1
山形地裁本庁	4	4	－	－	－
盛岡地裁本庁	2	2	－	－	－
秋田地裁本庁	2	2	－	－	－
青森地裁本庁	5	5	－	－	－
札幌地裁本庁	13	12	－	－	1
函館地裁本庁	1	1	－	－	－
旭川地裁本庁	2	2	－	－	－
釧路地裁本庁	2	2	－	－	－
高松地裁本庁	4	4	－	－	－
徳島地裁本庁	5	5	－	－	－
高知地裁本庁	4	3	－	－	1
松山地裁本庁	7	6	－	－	1
その他 ※注3	1	－	－	－	1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 庁名の「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員である。

4 速報値である。

表 3 選任手続の概況

選定された裁判員候補者の総数(a)	52,206
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	21,321
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	27,141
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)	52.0

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員であり，速報値である。

表 4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数
選定された裁判員候補者の総数	52,206 [89.7]	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数	13,491 [23.2]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	38,715 [66.5]	呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d)	12,899 [22.2]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	21,321 [36.6]	うち、申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数	11,262 [19.4]
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注2	82.6		

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 「裁判員候補者の出席率」とは，選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち，呼出取消しがなされなかった人）のうち，現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお，「選任手続期日に出席を求められた人」には，そもそも呼出状が到達しておらず，現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。

3 [] は，総数を判決人員（582人）で除した平均値である。

4 速報値である。

表５ 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続 期日前	選任手続 期日当日
判決人員	582		
選定された裁判員候補者の総数	52,206		
辞退が認められた裁判員候補者の総数	27,141	24,753	2,388
調査票の回答に基づく辞退(70歳以上, 学生等) ※注2	8,925	8,925	
疾病傷害	4,185	3,935	250
介護養育	2,924	2,700	224
事業における重要用務	6,523	5,503	1,020
社会生活上の重要用務	607	485	122
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	543	530	13
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	308	262	46
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	228	190	38
辞退政令4号(出産等への立会い等)	44	38	6
辞退政令5号(遠隔地)	582	575	7
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	1,928	1,299	629
その他の辞退事由 ※注3	344	311	33

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である（ただし、判決人員は実人員である。）。

2 「調査票の回答に基づく辞退」には、(1)裁判員法１６条１号から７号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、調査票により辞退を希望し、呼び出さない措置がされたもののほか、(2)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(3)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。

3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法１６条１号から７号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、質問票等により当該事件について辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

4 速報値である。

表６ 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	582
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	16,460
理由あり不選任(法34条4項)	95
辞退による不選任(法34条7項)	2,388
理由なし不選任(法36条)	2,556
くじによる不選任(法37条3項)	11,421
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注2	－

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である（ただし、判決人員は実人員である。）。

2 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく法３７条３項の不選任決定がされたものをいう。

3 速報値である。

表 7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	554
選任された裁判員の数	3,369
選任された補充裁判員の数	1,298

- (注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数である。
2 裁判員及び補充裁判員の数、刑事局への個別報告による実人員である。
3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
4 概数である。

表 8 職務従事日数別の判決件数の分布及び平均職務従事日数

判決 件数	職 務 従 事 日 数					平均職務 従事日数
	2日	3日	4日	5日	6日以上	
554	12	239	213	60	30	3.8 日

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
2 概数である。

表 9 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の
判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）

	判決 人員	10日 以内	20日 以内	1月 以内	1月15 日以内	2月 以内	3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	6月を 超える	平均公判前 整理手続期間
総数	582	-	1	3	22	49	130	158	83	69	67	4.2 月
自白	430	-	1	3	18	42	116	121	56	44	29	3.8 月
否認	152	-	-	-	4	7	14	37	27	25	38	5.2 月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 速報値である。

表 10 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決 人員	1回	2回	3回	4回	5回	6回 以上	平均開廷 回数
総数	582	-	22	320	184	36	20	3.5 回
自白	430	-	20	268	120	16	6	3.4 回
否認	152	-	2	52	64	20	14	4.0 回

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、
裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。
3 速報値である。

表 1 1 審理期間

表 1 1 - 1 審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）

	判決 人員	3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	平均審理 期間
総数	582	4	46	104	148	230	47	3	6.7 月
自白	430	4	40	91	115	153	24	3	6.4 月
否認	152	-	6	13	33	77	23	-	7.5 月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 速報値である。

表 1 1 - 2 実審理期間（第 1 回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）

	判決 人員	2日	3日	4日	5日	10日 以内	20日 以内	1月 以内	6月 以内	6月を 超える	平均実審理 期間
総数	582	18	252	185	30	87	4	-	2	4	6.2 日
自白	430	17	220	135	14	39	-	-	1	4	6.4 日
否認	152	1	32	50	16	48	4	-	1	-	5.7 日

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。
3 速報値である。

表 1 2 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決 人員	評 議 時 間						平均評議 時間
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	720分を 超える	
総数	582	59	163	173	108	45	34	439.3 分
自白	430	52	138	134	69	26	11	408.0 分
否認	152	7	25	39	39	19	23	527.7 分

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
3 速報値である。

表 1 3 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終 局 区 分														無罪	その他	控訴人員	
		有 罪																	
		有罪人員	死刑	無期懲役	有 期 懲 役									役					
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下							
												実刑	執行猶予	うち 保護観察					
総数	601	582	-	8	1	7	26	50	99	142	107	32	110	64	-	19	169		
強盗致傷	156	153	-	-	-	-	-	2	19	46	49	7	30	21	-	3	41		
殺人	131	127	-	2	-	1	22	22	14	24	15	5	22	9	-	4	44		
覚せい剤取締法違反	58	53	-	-	-	-	-	8	28	16	1	-	-	-	-	5	27		
現住建造物等放火	45	44	-	-	-	-	1	-	2	6	14	6	15	10	-	1	8		
(準)強姦致死傷	42	40	-	-	-	1	1	5	12	13	6	-	2	1	-	2	9		
傷害致死	42	41	-	-	-	-	-	1	9	13	8	3	7	1	-	1	11		
(準)強制わいせつ致死傷	34	34	-	-	-	-	-	-	2	5	3	5	19	14	-	-	8		
強盗強姦	18	16	-	-	-	1	2	7	5	1	-	-	-	-	-	2	6		
偽造通貨行使	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	10	4	-	-	-		
強盗致死(強盗殺人)	12	12	-	5	1	4	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	6		
危険運転致死	10	10	-	-	-	-	-	1	3	5	-	1	-	-	-	-	3		
銃砲刀剣類所持等取締法違反	7	7	-	-	-	-	-	-	-	5	2	-	-	-	-	-	1		
集団(準)強姦致死傷	6	6	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	3	3	-	-	1		
麻薬特例法違反 ※7	6	6	-	-	-	-	-	1	1	4	-	-	-	-	-	-	1		
保護責任者遺棄致死	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	1		
逮捕監禁致死	4	4	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	2		
通貨偽造	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-		
強盗	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-		
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-		
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-		
(準)強姦	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
傷害	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		
麻薬及び向精神薬取締法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-		

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの）を、それぞれ計上した。
5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
6 禁錮刑の終局人員はない。
7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
8 速報値である。